

確認検査業務規程

第 1 章 総則

(適用範囲)

第 1 条 この確認検査業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社東京建築検査機構（以下「TBTC」という。）が、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の18から第77条の21までの規定に定める指定確認検査機関として行う確認、中間検査及び完了検査に関する業務（以下「確認検査業務」という。）の実施について、法第77条の27の規定に基づき必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、法に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 補助員 確認検査の補助的な業務を行う社員をいう。
- 二 確認検査員等 確認検査員及び補助員をいう。
- 三 役員 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条の2の14第1項第2号に規定する役員をいう。
- 四 親族 配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族をいう。
- 五 関係企業等 次のいずれかに該当する企業、団体等をいう。
 - イ その者又はその親族が総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等
 - ロ その者が所属する企業、団体等（過去二年間に所属していた企業、団体等を含む。）
 - ハ その者の親族が役員である企業、団体等（過去二年間に役員であった企業、団体等を含む。）
- 六 制限業種 次に掲げる業種（建築主事が確認検査を行うこととなる国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に係るもの及び建築主事を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。）をいう。
 - イ 設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。）
 - ロ 建設業（しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。）
 - ハ 不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）
 - ニ 建築設備の製造、供給及び流通業
- 七 建築主等 建築主、設置者、築造主及びそれらの代理人等をいう。
- 八 担当役員 確認検査事業担当取締役をいう。

第2章 確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するための方針及び体制

第1節 方針・運営及び権限と責任

(確認検査業務実施の基本方針)

第3条 TBTCは、法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、法第18条の3に基づく確認審査等に関する指針等、その他関係法令並びにこの規程の要件に従うとともに、公共の福祉の増進に資する確認検査業務の使命に鑑み、確認検査業務を公正かつ適確に実施するものとする。

- 2 担当役員は、毎年度、確認検査業務が公正かつ適確に行われるようにするため、目標の設定及び見直しのための枠組みを定め、これらを社内で共有する方法等についての方針（以下「確認検査業務実施方針」という。）を確認検査員等に周知する。

(確認検査業務管理体制の運営、責任と権限)

第4条 担当役員は、確認検査業務の指定区分及び業務区域並びに業務量見込みに応じて、この規程に従って業務が公正かつ適確に行われるために必要な体制（以下「確認検査業務管理体制」という。）を構築するとともに、その実行のために必要な規則（以下「確認検査業務管理規則」という。）を定め、確認検査員等に周知し、実施させる。

- 2 確認検査業務管理規則には、少なくとも以下に掲げる事項について、その実施に必要な事項を定める。
 - 一 確認検査業務管理体制の見直し
 - 二 文書及び記録の管理
 - 三 苦情等事務処理
 - 四 内部監査
 - 五 不適格案件管理
 - 六 再発防止措置
 - 七 秘密の保持
- 3 確認検査業務の実施に係る最高責任者は代表取締役とし、担当役員が確認検査業務に係る管理の責任と権限をもつ。

(確認検査業務管理体制の見直し)

第5条 担当役員は、TBTCの確認検査業務管理体制が引き続き適切、妥当、かつ効果的であることを確実にするため、年1回、次事業年度の開始前までに、定期的に確認検査業務管理体制の見直しを行う。また、TBTC及びTBTCの業務をとりまく環境の変化、社会的要請の変化、内部監査の結果並びに外部からの要求等により必要と判断した場合には、随時、確認検査業務管理体制の見直しを行う。

- 2 確認検査業務が公正かつ適確に行われることを確実にするために、確認検査業務管理体制を継続的に改善する。

(確認検査業務の組織体制)

第6条 担当役員は、確認検査業務が公正かつ適確に行われることを確実にするため、申請建物の規模や用途、確認検査員等の構成に応じた確認検査の組織体制を構築する。

- 2 確認検査員等は、その職務の執行に当たって厳正、かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。

- 3 担当役員は、確認検査員等が、前項を満たして業務を行うことを確実にするための業務体制を構築するものとする。

第2節 確認検査業務の手順

(確認検査業務の手順)

- 第7条 確認検査業務が、この規程に従って常に公正かつ適確に行われることを確実にするため、担当役員は、確認検査の具体的な手順その他確認検査業務の実施に必要な全ての事項を含む確認検査業務実施マニュアル（以下「マニュアル」という。）を定め、これに従い確認検査員等に確認検査業務及びその補助を実施させる。
- 2 マニュアルには、法適合の確認、検査の具体的な方法及びこれらが行われたことがその全過程を通じて追跡確認できる方法を定める。
 - 3 担当役員は、マニュアルを最新の状態に維持し、確認検査員等がいつでも利用できるよう徹底する。

第3節 文書及び記録の管理

(文書及び記録の管理)

- 第8条 確認検査業務が常に公正かつ適確に行われることを確実にするため、建築主等との打ち合わせ、指摘事項とその対応及びその実施の確認その他確認検査業務の実施の過程で行われた事柄に関する記録を作成し、原則として15年間保存するものとする。ただし、申請を取下げの場合又は確認済証交付後工事未着手で以後の検査の申請も取止める場合に係る図書に関しては、届出を受理した日から1年間とする。
- 2 前項の記録、確認検査の申請図書及びTBTCが作成発行する文書（以下「文書」という。）は、容易に識別、検索でき、必要に応じて参照できるよう適確に保管、管理を行うものとする。
 - 3 文書は、その発行に先立ち、権限を与えられた者がその適切性を審査し、承認され作成されることを要する。
 - 4 文書は、必要に応じ更新し、その履歴の記録を要する。

第4節 要員及びサービス

(確認検査員の選任)

- 第9条 代表取締役は、確認検査業務を実施させるため、設計・工事監理業、建設業、不動産業並びに建築設備の製造、供給及び流通業を兼業しない常時雇用社員である確認検査員を4名以上選任し、うち3名以上を専任とする。
- 2 前項の確認検査員の数は、前年度の確認、中間検査及び完了検査の実績に応じ、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「指定機関等に関する省令」という。）第16条の規定により必要とされる人数以上となるように毎年度見直しを行う。
 - 3 前項の規定にかかわらず、代表取締役は、確認、中間検査及び完了検査の申請件数の増加が見込まれる場合にあっては、速やかに、新たな確認検査員（非常勤の確認検査員を含む。）を雇用する等の適切な措置を講ずる。

(確認検査員の解任)

- 第10条 代表取締役は、確認検査員が次のいずれかに該当する場合は、その確認検査員を解任する。

- 一 法第77条の20第5号の規定に適合しなくなったとき。
- 二 法第77条の62の規定により国土交通大臣の建築基準適合判定資格者登録の消除があったとき。
- 三 前号のほか、職務上の業務違反その他確認検査員としてふさわしくない行為があったとき。
- 四 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 五 退職又は社内異動により、その職を離れたとき。

(確認検査員等の配置)

第11条 代表取締役は確認検査員等を9名以上配置する。

(確認検査員等の身分証の携帯)

第12条 確認検査員等が、建築物等、建築物等の敷地又は建築工事場等に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 2 前項の身分証の様式は、TBTC第23号様式による。

第3章 確認検査の業務の実施方法等

第1節 一般

(確認検査業務を行う時間及び休日)

第13条 確認検査業務を行う時間は、休日を除き、午前9時00分から午後5時30分までとする。

- 2 前項の休日は、次のとおりとする。
 - 一 日曜日及び土曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日
 - 三 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 3 第1項の確認検査業務を行う時間及び前項の休日の規定については、緊急を要する場合又は事前に、TBTCと建築主等との間において確認検査業務を行うための日時の調整が整った場合は、これらの規定によらないことができる。

(事務所の所在地及びその業務区域)

第14条 確認検査業務の業務区域は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島嶼部を除く）、神奈川県、山梨県及び長野県の全域とする。

- 2 事務所の所在地は、東京都中央区東日本橋1丁目1番4号東日本橋M1ビルとする。

(業務の範囲)

第15条 確認検査業務を行う範囲は、指定機関等に関する省令第15条第1号から第14号に掲げる建築物等についての法第6条の2第1項に掲げる建築物に係る確認並びに法第7条の4に規定する中間検査及び法第7条の2に規定する完了検査とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、TBTCは、次に掲げる者が建築主等である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物について、その確認検査業務を行わない。
 - 一 代表取締役又は担当役員
 - 二 一に掲げる者の親族

三 一に掲げる者の関係企業等

3 前項の確認のため、前項第2号及び第3号のリストを作成する。

(確認検査業務の処理期間)

第16条 TBTCは、申請建物の規模や用途に応じた標準的な確認検査業務の処理期間を定め、提示する。

第2節 確認

(確認の申請、受付、引受及び契約)

第17条 建築主等は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下、「施行規則」という。）第1条の3、第2条の2又は第3条（これらの規定を第3条の3第1項から第3項まで又は第8条の2第1項、第6項若しくは第7項において準用する場合を含む。）の規定による申請書に次に掲げる書類を添えて確認の申請を行うものとする。提出部数は、正本1通・副本1通（構造計算適合性判定を要する場合には副本2通）とする。

一 次の通知書の写し（該当する場合に限る。）

イ 施行規則第10条の4に規定する許可関係規定による特定行政庁の許可通知書 2通

ロ 施行規則第10条の4の2に規定する認定関係規定並びに法第86条第1項又は第2項及び法第86条の2第1項の規定による特定行政庁の認定通知書 2通

ハ 法第86条の5第2項の規定による特定行政庁の認定取消通知書 2通

二 法の規定に基づく条例の規定による地方公共団体の長の許可書及び認定書の写し（該当する場合に限る。）
2通

三 地方公共団体が道路・敷地に関し証明書等を発行している場合は当該証明書等 1通

四 当該建築計画に係る制限業種に係る業務を行う企業等の一覧（TBTC第66-1号様式）

2 前項第4号の書類は、計画変更においては当該制限業種に係る企業の一覧に変更がない場合は省略できる。

3 第1項の申請は、予めTBTCと協議した上でTBTCが指定する方法で、電子情報処理組織（TBTCの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と建築主等の使用に係る入出力装置とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）にて行うことができる。

4 TBTCは、第1項の確認の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引受ける。

一 申請のあった建築物等がTBTCの指定区分に合致する建築物等であること。

二 設計者が当該計画の設計資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。

三 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。

四 申請に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと。

五 申請に係る計画が第15条第2項の規定に該当するものでないこと。

5 前項の規定において、確認申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引受けできない理由を説明し、確認申請関係図書を建築主等に返却する。

6 第4項により申請を引受けた場合には、TBTCは、建築主等に引受承諾書（TBTC第4号様式）を交付する。この場合、建築主等とTBTCは、別に定める「確認検査業務約款」（以下「業務約款」という。）に基づき契約を締結したものとする。

7 建築主等が、正当な理由なく、引受承諾書に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、TBTCは第4項の引受けを取消することができる。

8 TBTCは、前7項の規定にかかわらず、確認、中間検査又は完了検査の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に確認を実施することが困難な場合には、確認業務を引受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第18条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- 一 建築主等は、TBTCの請求があるときは、TBTCの確認業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なくかつ正確にTBTCに提供しなければならない旨の規定
- 二 建築主等は、申請に係る計画に関しTBTCがなした建築基準関係規定への適合性の疑義等に対し、追加説明書の提出その他の必要な措置をとらなければならない旨の規定
- 三 確認が法第6条の2第3項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物等に係るものである場合であって、法第6条の2第6項に規定する通知書の交付を受けたときは、TBTCは当該通知書に記載された期間の限りにおいて、確認の期限を延長することができる旨の規定
- 四 TBTCは、TBTCの責めに帰することができない事由により、業務期日までに確認済証を交付できない場合には、建築主等に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる旨の規定
- 五 確認済証の交付前までに申請に係る計画を変更する場合は、建築主等は速やかに当初の確認申請を取り下げなければならない旨の規定、かつ、その計画変更に係る確認の再申請を行う場合に別件として改めて確認を申請しなければならない旨の事項
- 六 申請手数料の支払い方法に関する事項

(確認の実施)

第19条 TBTCは、確認申請を引受けたときは、申請に係る計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかの審査を確認検査員に実施させる。

- 2 確認検査員等は、次に掲げる者が建築主等である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物について、確認の業務を行わない。
 - 一 当該確認検査員等
 - 二 当該確認検査員等の親族
 - 三 当該確認検査員等の関係企業等
- 3 確認検査員は、確認審査等に関する指針（国交省告示第835号。以下「告示835号」という。）第1の規定及びマニュアルに基づき、確認申請関係図書をもって、第1項の審査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明等を求めることとする。
- 4 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務のみを行い、単独で確認業務を行わない。

(消防長等の同意等)

第20条 TBTCは、法第93条第4項に規定する場合以外の場合にあつて、同条第1項本文の規定により申請に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長等の同意を求める場合には、TBTC第22号様式に、建築主等から提出された書類及び図書を添えて行う。

- 2 TBTCは、法第93条第4項の規定に基づき、消防長等に対して通知を行う場合には、確認申請の引受後、遅滞なくTBTC第10号様式に、施行規則別記第3号様式による建築計画概要書の写しを添えて行う。

(保健所通知)

第21条 TBTCは、法第93条第5項の規定に基づき、保健所長等に通知を行う場合には、確認申請の引受け後、遅滞なくTBTC第11号様式により施行規則別記第3号様式による建築計画概要書の写しを添えて行う。

(構造計算適合性判定の求め)

第22条 TBTCは、法第6条の2第3項の規定により構造計算適合性判定を必要とする建築物を含む場合においては、告示835号別表(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ろ)欄に掲げる図書に基づき、同表(は)欄に掲げる審査すべき事項についての審査に着手し、速やかに知事(法第18条の2第1項の規定により指定された指定構造計算適合性判定機関を含む。以下「知事等」という。)の定める判定依頼事前通知書により構造計算適合性判定を求める旨を通知する。

- 2 TBTCは、第19条の審査の結果、知事等に構造計算適合性判定を求める場合には、前項の事前通知を行った知事等の定める判定依頼書に、確認申請書(副本一通)及びその添付図書(構造計算適合性判定に要するものに限る。)、構造計算適合性判定において留意すべき事項がある場合はその内容を記載した書類及び図書等を添えて提出する。
- 3 TBTCは、構造計算適合性判定を求めた知事等から構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判断することができないとして通知を受けたときは、速やかに告示第835号第1第5項による通知書等を建築主等に交付し期限を定めて補正又は追加説明書を求めるものとする。
- 4 確認検査員は、建築主等が前項の規定による求めに対し補正又は追加説明書の提出を行ったときは、速やかに当該図書を審査し、前項の知事等に提出するものとする。
- 5 TBTCは、構造計算適合性判定を求めた知事等から、法第6条の2第6項の規定により期間を延長する旨の通知を受け、第18条第3項の規定により引受承諾書に定めた業務期間を延長する場合は、当該建築主等にその旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した別記TBTC第21-1号様式による確認審査が契約期限内にできない旨の通知書とその業務期間内に交付するものとする。
- 6 確認検査員は、構造計算適合性判定を求めた知事等から構造計算適合性判定結果の通知書の交付を受けたときは、当該構造計算適合性判定結果通知書について構造計算が適正に行われたものである旨の記載及び構造計算適合性判定における所見を審査する。

(確認の申請取下げ)

第23条 建築主等は、建築主等の都合により確認済証の交付前に確認の申請を取下げの場合は、その旨及び理由を記載した取下げ届(TBTC第17号様式)をTBTCに提出する。

- 2 TBTCは、前項の申請があったときは、審査を中止し、提出された確認申請関係図書を建築主等に返却する。
- 3 TBTCは、第1項の取下げ届に係る確認の申請について、第22条第1項の規定により構造適判機関に適合判定を求めているときは、速やかに当該知事等に構造計算適合性判定の求めに係る各知事等指定様式による構造計算適合性判定に係る取下げ届けを提出し、当該知事等から返還された図書等を第1項の図書等と併せて建築主等に返却する。
- 4 TBTCは第1項の申請の取下げがあったときは、特定行政庁にその旨を報告する。

(確認済証の交付等)

第24条 TBTCは、第19条の審査の結果、申請に係る計画が、建築基準関係規定に適合することを確認したときにあつては施行規則別記第15号様式による確認済証を、建築基準関係規定に適合しないことを認めるときにあつては施行規則別記第15号の2様式による通知書を、建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないときにあつては施行規則別記第15の3様式による通知書を、建築主等に対してそれぞれ交付する。

- 2 前項に規定する確認済証又は適合しない旨の通知書の交付は、申請書の副本1通及びその添付書類を添えて行う。
- 3 前項の図書の交付は、予めTBTCと協議した上でTBTCが指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディスク等にて行うことができる。

(特定行政庁への確認審査報告)

第25条 TBTCは、確認済証、適合しない旨の通知書及び適合するかどうかを決定できない旨の通知書を建築主等へ交付したときは、交付した日から7日以内に特定行政庁へ到達するように、次の書類により、報告を行う。

- 一 確認審査報告書（施行規則別記第16号様式）
 - 二 確認済証を交付した場合は、施行規則第3条の5第3項に規定する書類
- 2 前項の書類は、電子計算機に備えられた磁気ディスク等に記載され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該ディスク等をもって代えることができる。

(確認を受けた計画の変更及び軽微な変更の申請)

第26条 確認済証の交付後に、当該確認を受けた建築物等の計画が変更（施行規則第3条の2に規定する軽微な変更を除く。）され、TBTCに当該計画変更の確認の申請がなされた場合の確認の業務の実施方法は、第17条から前条までの規定を準用する。

- 2 施行規則第3条の2に規定する軽微な変更があつた場合には、軽微変更報告書に報告に必要な図書及び書類を添付してTBTCに提出する。
- 3 前項の軽微な変更の報告がなされている場合においては、中間検査の申請又は完了検査の申請の際に必要とされる、告示第835号第3に規定する軽微な変更説明書が添付されたものとみなす。

(建築主等の変更等)

第27条 建築主等は、確認等を受けた建築物等で、その工事完了前に建築主等を変更するときは、建築主等変更届（TBTC第12号様式）に、原因証書を添えて工事完了前にTBTCに提出する。

- 2 建築主等は、確認申請書を提出するとき、工事監理者を定めていないときは工事に着手する前までに、工事監理者を変更したときは速やかに、工事監理者（変更）届（TBTC第13号様式）に確認済証の写しを添えてTBTCへ提出する。
- 3 建築主等は、確認申請書を提出するとき、工事施工者を定めていないときは工事に着手する前までに、工事施工者を変更したときは速やかに、工事施工者（変更）届（TBTC第14号様式）に確認済証の写しを添えてTBTCへ提出する。
- 4 建築主等は確認等を受けた建築物等の工事を取りやめようとするときは、TBTCに工事取りやめ届（TBTC第18号様式）に確認済証を添えて提出する。
- 5 TBTCは、前項の規定による確認済証を、前項の届の受付から7日以内に建築主等へ返却する。
- 6 TBTCは、第1項から第4項までの届けを受理したときは、特定行政庁への報告（TBTC第20号様式）に各届の写しを添えて特定行政庁に報告する。

(確認の記録)

第28条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の計画の建築基準関係規定ごとの適否、確認業務の実施にあたり行った指示、指摘及びこれらに対する建築主等の回答並びに措置等を遅滞なく記録する。

第3節 中間検査

(中間検査申請の引受及び契約)

第29条 建築主等は、施行規則第4条の8の規定による中間検査申請書に次に掲げる書類を添えて中間検査の申請を行うものとする。

- 一 申請に係る工事中の建築物等の計画に係る確認（確認を受けた建築物等の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認。）に要した図書
 - 二 当該工事中の建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し1通
 - 三 当該工事中の建築物等に係る制限業種に係る業務を行う企業等の一覧
- 2 前項第3号の書類は、確認申請をTBTCに提出している場合であつて、当該制限業種に係る企業の一覧に変更がない場合には省略することができる。
- 3 当該工事中の建築物等の計画に係る確認を行った者がTBTCである場合においては、建築主等は、第1項第1号に規定する図書の提出を要しない。
- 4 当該工事中の建築物等の中間検査合格証の交付を行った者がTBTCである場合においては、建築主等は、第1項第2号に規定する図書の提出を要しない。
- 5 TBTCは、第1項の申請があつたときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。
- 一 申請のあった工事中の建築物等が法第7条の3第1項の各号のいずれかに該当する工事であること。
 - 二 工事監理者が当該工事中の建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。
 - 三 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
 - 四 当該工事中の建築物等が第15条第2項の規定に該当するものでないこと。
- 6 TBTCは、前項の規定において、中間検査申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、中間検査申請関係図書を建築主等に返還する。
- 7 第5項により申請を引き受けた場合には、TBTCは、建築主等に中間検査引受証（施行規則別記第29号様式）を交付する。この場合、建築主等とTBTCは別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。
- 8 建築主等が、正当な理由なく、引受承諾書に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、TBTCは第5項の引受けを取消することができる。
- 9 TBTCは、前8項の規定にかかわらず、確認、中間検査又は完了検査の申請件数が、見込みを相当程度上回った場合において、適正に中間検査を実施することが困難な場合には、中間検査の業務を引受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第30条 前条の業務約款には少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- 一 建築主等は、TBTCが中間検査業務を行う際に、当該申請に係る建築物等及び建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定

二 建築主等は、TBTCの請求があるときは、TBTCの中間検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る
工事中の建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確にTBTCに提供しなければならない旨の規定

三 申請手数料の支払い方法に関する事項

(建築主事への通知)

第31条 TBTCは、第29条第4項の規定により、中間検査引受通知書（施行規則別記第30号様式）を中間検査の
引受けを行った日から7日以内かつ当該検査の引受けに係る工事が完了した日から4日が経過する日までに建
築主事に到達するように通知する。

(中間検査の実施)

第32条 TBTCは、中間検査を引き受けたときは、検査の対象となる工事が終了した日から4日以内のあらかじめ
定めた中間検査予定日（TBTC又は建築主等の都合により、中間検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議
して定める日）に、申請に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員
に実施させる。

- 2 確認検査員等は、第19条第2項各号に掲げる者が建築主等である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制
限業種に係る業務を行う建築物について、中間検査の業務を行わない。
- 3 確認検査員は、確認審査等に関する指針第4（告示第835号）及びマニュアルに基づき、実地にて目視及び必
要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、前項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明
等を求める。
- 4 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、単独で検
査を行わない。

(中間検査の結果)

第33条 TBTCは、建築主等に対し、前条の検査の結果、特定工程に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定
に適合することを認めたときにあつては施行規則別記第31号様式による中間検査合格証を、建築基準関係規定
に適合しないことを認めたときにあつては施行規則別記第30号の2様式による中間検査合格証を交付できない
旨の通知書をそれぞれ交付する。

- 2 前項に規定する中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付は、第29条第1項に規定
する書類のうち提出があつたもの1部を添えて行う。
- 3 前項の図書は、予めTBTCと協議した上でTBTCが指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディス
ク等にて行うことができる。

(中間検査の申請の取下げ)

第34条 建築主等は、建築主等の都合により、中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の
交付前に中間検査の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取下げ届（TBTC第17号様式）をTBTC
に提出する。

- 2 TBTCは、前項の申請があつたときは、検査を中止し、提出された中間検査申請関係図書を建築主等に返却す
る。
- 3 TBTCは、第31条の規定により、建築主事に通知した後に第1項の取下げ届を受理した場合は、速やかにその
旨を届出の報告（TBTC第20号様式）により建築主事に通知する。

(特定行政庁への中間検査結果の報告)

第35条 TBTCは、法第7条の4第6項の規定により検査結果を、中間検査合格証の交付の日又は建築基準法施行規則第4条の12の2第1項の規定による通知をした日から7日以内に特定行政庁へ到達するように、次の書類により報告を行う。

- 一 中間検査報告書（施行規則別記第32号様式）
 - 二 施行規則第4条の14第3項に規定する書類
- 2 前項の書類は、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等をもって代えることができる。

(中間検査の記録)

第36条 確認検査員等は、当該工事中の建築物等の中間検査における建築基準関係規定ごとの適否、中間検査業務の実施にあたり行った指示、指摘及びこれらに対する建築主等の回答並びに措置等を記録するものとする。

第4節 完了検査

(完了検査申請の引受及び契約)

第37条 建築主等は、施行規則第4条の規定による完了検査の申請書に次に掲げる書類を添えて完了検査の申請を行うものとする。

- 一 申請に係る建築物等の計画に係る確認に要した図書
 - 二 当該建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し1通
 - 三 当該建築物等に係る制限業種に係る業務を行う企業等の一覧
- 2 当該建築物等の計画に係る確認を行った者がTBTCである場合においては、建築主等は、前項第1号に規定する図書の提出を要しない。
- 3 当該建築物等の中間検査合格証の交付を行った者がTBTCである場合においては、建築主等は、第1項第2号に規定する図書の提出を要しない。
- 4 TBTCは、第1項の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。
- 一 申請のあった建築物等が法第6条第1項の規定による工事であること。
 - 二 工事監理者が当該建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。
 - 三 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
 - 四 当該建築物等が第15条第2項の規定に該当するものでないこと。
- 5 TBTCは、前項の規定において、完了検査申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、完了検査申請関係図書を建築主等に返却する。
- 6 第4項により申請を引き受けた場合には、TBTCは、建築主等に完了検査引受証（施行規則別記第22号様式）を交付する。この場合、建築主等とTBTCは別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。
- 7 建築主等が、正当な理由なく、引受承諾書に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、TBTCは第4項の引受けを取消することができる。
- 8 TBTCは、前7項の規定にかかわらず、確認、中間検査又は完了検査の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に完了検査を実施することが困難な場合には、完了検査の業務を引受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第38条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- 一 建築主等は、TBTCが完了検査業務を行う際に、当該建築物等及び建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
- 二 建築主等は、TBTCの請求があるときは、TBTCの完了検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確にTBTCに提出しなければならない旨の規定
- 三 申請手数料の支払い方法に関する事項

(建築主事への通知)

第39条 TBTCは、第37条第4項の規定により、完了検査引受通知書（施行規則別記第23号様式）を完了検査の申請の引受けを行った日から7日以内かつ当該検査の引受けに係る工事が完了した日から4日が経過する日までに建築主事に到達するように通知する。

(完了検査の実施)

第40条 TBTCは、完了検査を引受けたときは、工事が完了した日又は完了検査の引受けを行った日のいずれか遅い日から7日以内の予め定めた完了検査予定日（TBTC又は建築主等の都合により、完了検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、当該申請に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員に実施させる。

- 2 確認検査員等は、第19条第2項各号に掲げる者が建築主等である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物について、完了検査の業務を行わない。
- 3 確認検査員は、確認審査等に関する指針第3（告示第835号）及びマニュアルに基づき、実施にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、前項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明、作動試験の実施等を求めることとする。
- 4 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、単独で検査を行わない。

(完了検査の結果)

第41条 TBTCは、建築主等に対し、前条の検査の結果、申請に係る建築物等が、建築基準関係規定に適合することを認めたとときあつては施行規則別記第24号様式による検査済証を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたとときあつては施行規則別記第23号の2様式による検査済証を交付できない旨の通知書を、それぞれ交付する。

- 2 前項に規定する検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付は、第37条第1項に規定する書類のうち提出があつたもの1部を添えて行う。
- 3 完了検査において、確認に要した図書と不一致があり、その不一致が施行規則第3条の2の規定に該当しない場合であつて計画変更の手続きが必要な場合にあつては、建築主等に完了申請取下げの催告をする。
- 4 建築主等が前項の催告後なお完了申請を取り下げない場合にあつては法第6条の手続き違反が治癒されないことを告知後、追加説明書を確認図書の一部とし、当該申請にかかる建築物が建築基準関係規定に適合していることが確認された場合は、検査済証を交付する。
- 5 第2項の図書の交付は、予めTBTCと協議した上でTBTCが指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディスク等にて行うことができる。

(完了検査の申請の取下げ)

第42条 建築主等は、建築主等の都合により、検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付前に完了検査の申請を取下げ場合は、その旨及び理由を記載した取下げ届（TBTC第17号様式）をTBTCに提出する。

- 2 TBTCは、前項の申請があったときは、検査を中止し、提出された完了検査申請関係図書を建築主等に返却する。
- 3 TBTCは、第39条の規定により、建築主事に通知した後に第1項の取下げ届を受理した場合は、速やかにその旨を届出の報告（TBTC第20号様式）により建築主事に通知する。

(特定行政庁への完了検査結果の報告)

第43条 TBTCは、法第7条の2第6項の規定により検査結果を、検査済証の交付の日又は建築基準法施行細則第4条の5の2第1項の規定による通知をした日から7日以内に特定行政庁へ到達するように、次の書類により報告を行う。

- 一 完了検査報告書（施行規則別記第25号様式）
 - 二 施行規則第4条の7第3項に規定する書類
- 2 前項の書類は、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等をもって代えることができる。

(完了検査の記録)

第44条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の完了検査における建築基準関係規定ごとの適否、完了検査業務の実施にあたり行った指示、指摘及びこれらに対する建築主等の回答並びに措置等を記録するものとする。

第4章 確認検査手数料等

(確認検査手数料の設定)

第45条 TBTCは、確認検査業務の実施にかかる手数料を確認検査業務手数料規程に定める。

(確認検査手数料の収納)

第46条 建築主等は、確認検査手数料を銀行振込みにより納入するものとする。ただし、緊急を要する場合には別の収納方法によることができる。

- 2 前項の払込に要する費用は申請者の負担とする。
- 3 TBTCと建築主等は、協議により、一括の納入等別の方法を取ることができるものとする。
- 4 TBTCは、類似する建築物の確認、中間検査及び完了検査等確認検査業務が効率的に実施できる場合においては、実費等を勘案して確認検査手数料を減額することができるものとする。

(確認検査手数料の返還)

第47条 収納した確認検査手数料は返還しない。ただし、TBTCの責に帰すべき事由により確認検査が実施できなかった場合には、建築主等に返還する。

第5章 確認検査業務の監視、改善方法

(監視委員会の設置)

第48条 TBTCは、次の各号に掲げる者で委員を構成する監視委員会を設置するものとする。

- 一 弁護士会の推薦する者
 - 二 消費者団体の推薦する者
 - 三 建築物の計画及び意匠に関する学識者
 - 四 建築物の構造に関する学識者
 - 五 建築設備に関する学識者
 - 六 TBTCの監査役
- 2 監視委員会は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
- 一 確認検査業務規程の審議
 - 二 TBTCから提出された取締役会の議事録の確認
 - 三 TBTCが行った確認検査の業務に関する技術的検査を行わせる第三者の指名
 - 四 前号の規定による指名を受けた者が行った技術的検査の結果の確認
 - 五 係争事件に係る監査
 - 六 その他確認検査の業務の公正かつ適確な実施のために必要な監査等
- 3 監視委員会は、四半期ごとに前項各号に掲げる業務を行い、当該業務の終了後30日以内に国土交通大臣に報告しなければならないものとする。

(技術的検査)

第49条 前条第2項第3号の規定により監視委員会が指名した者は、TBTCが行った確認検査の業務に関する技術的検査を行い、その結果をTBTCに報告するものとする。

(改善の措置)

第50条 TBTCは、第48条第3項の規定による報告において、改善の指摘を受けたときは、当該指摘事項の改善のために必要な措置を講じるものとする。

- 2 TBTCは、前項の措置に関する計画を作成したときは、速やかに国土交通大臣に報告するものとする。

(苦情等の事務処理)

第51条 TBTCは、確認検査業務について当該業務の依頼者又は当該業務の他の当事者から受けた業務に関する苦情に適切に対処する。

- 2 TBTCは、法第94条第1項に規定する審査請求が行われた場合において、これに適切に対処する。
- 3 前2項の苦情、審査請求及びこれらに対してTBTCがとった処置は、遅滞なく記録するものとする。

(内部監査)

第52条 TBTCは、適正な確認検査業務管理体制が維持されているかどうかを検証するため、原則として年1回、内部監査を実施する。

- 2 内部監査においては次に掲げる事項について実施する。
 - 一 法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、告示等、その他関係法令への適合状況

- 二 本規程への適合状況
 - 三 第3条第2項に規定する確認検査業務実施方針への適合状況
 - 四 確認検査業務管理体制の状況
 - 五 本規程の内容の見直しの必要性
- 3 監査された業務領域の責任者は、発見された不具合及びその原因を排除するために処置を講ずる。監査員はとられた処置の検証及び検証結果について担当役員に報告するものとする。

(不適合案件等の管理)

- 第53条 TBTCは、不適合案件（建築基準関係規定に適合しない又は適合するかどうかを決定できない案件について、誤って確認済証又は中間検査合格証又は検査済証を交付したものをいい、法第6条の2第11項に規定する通知を受けた案件を含む。以下同じ。）が発生した場合においては適切な処理を確実に実施する。
- 2 TBTCは、確認済証、中間検査合格証又は検査済証を交付したあとに不適合案件であることが確認されたときは、速やかに建築主等及び特定行政庁にその旨を報告するとともに、特定行政庁の指示のもと適切な措置をとる。
 - 3 TBTCは、不適合案件について、案件の概要、不適合の内容、とられた措置の内容等に関して、記録する。

(再発防止措置)

- 第54条 TBTCは、不適合案件の発生その他により確認検査業務管理体制に不適切な内容が発見されたときには、不適合案件の再発防止等のため、不適合案件発生の原因を除去するための措置（以下「再発防止措置」という。）をとる。再発防止措置は発見された不適合案件の影響に見合ったものとする。
- 2 TBTCは、再発防止措置に関する以下の事項を定める。
 - 一 不適合案件の内容確認
 - 二 不適合案件発生の原因の特定
 - 三 不適合案件が再発しないことを確実にするための措置の必要性の評価
 - 四 必要な措置の決定及び実施
 - 五 実施した処置の結果の記録
 - 六 是正処置において実施した活動の評価

第6章 その他確認検査業務の実施に関し必要な事項

(書類の備置及び閲覧)

- 第55条 TBTCは、法第77条の29の2に基づく書類の閲覧の求めに適切に対応するために、事務所に必要な設備及び体制を置く。
- 2 法第77条の29の2に規定する閲覧に供する書類は次の各号による。
 - 一 確認検査業務の実績を記載した書類（各事業年度経過後3ヶ月以内に遅滞無く作成したもので、過去5年分）
 - 二 確認検査員の氏名及び略歴を記載した書類
 - 三 確認検査業務に関して生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結内容を記載した書類
 - 四 当該事業年度の前事業年度から起算して過去20事業年度以内において行った確認検査の業務に関し生じた損害を賠償するために、必要な金額を担保するための保険契約の内容が明示された書類

3 法第77条の29の2第4号の規定により指定機関省令第29条の2に規定する閲覧に供する書類は次の各号による。

- 一 定款、登記事項証明書
- 二 財産目録、貸借対照表及び損益計算書（各事業年度経過後3ヶ月以内に遅滞無く作成したもので、過去5年分。ただし確認検査業務を開始した事業年度以降とする）
- 三 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- 四 発行済み株式総数の5/100以上の株式を有する株主の氏名又は名称及びその者が有する株式の数

（帳簿及び図書の保存期間）

第56条 帳簿及び図書の保存期間は、次の各号に掲げる帳簿及び図書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 法第77条の29第1項に規定する帳簿 指定機関等に関する省令第31条の規定による引継ぎを完了するまで
- 二 指定機関等に関する省令第29条に規定する図書 確認済証の交付の日から15年間

（帳簿及び図書の保存及び管理の方法）

第57条 前条各号に掲げる帳簿及び図書の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、保管するものとする。外部委託する場合はTBTCが十分な保管と保護の水準を満たしているとして判定した委託先に保管する。

2 前項の保存は、前条第1号に規定する帳簿への記載事項及び同条第2号に規定する図書が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等を保存する方法によって行うことができる。

（経理的基礎の確保）

第58条 TBTCは、法第77条の20の第4号に規定する経理的な基礎を確保するために、必要な措置を講じるものとする。

2 TBTCが、確認検査の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関しTBTCが負うべき民事上の責任の履行に必要な金額を担保するために、次のいずれにも該当する保険契約を締結した場合にあつては、その契約の内容を証する書類に記載された保険金額を、前項の経理的な基礎の要件のうち財産の評価額として必要な額に充当するものとする。

- 一 TBTCが、判定を行った建築物の瑕疵が風水害、地震その他の天災によって明らかとなった場合における当該瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの
- 二 申請書類その他TBTCが確認検査の業務を実施するために必要な資料に記載された事項に、虚偽又は誤謬があった場合における当該建築物の瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの

（秘密保持）

第59条 TBTCの役員及びその社員並びにこれらであった者は、確認検査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（事前相談）

第60条 TBTCに確認、中間検査又は完了検査を申請しようとする建築主等は、申請に先立ち、TBTCに事前に相談をすることができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第61条 TBTCは、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合は、情報の保護に係る措置について別に定める。

(図書が円滑に引渡しされるための措置)

第62条 TBTCは、指定機関等に関する省令第31条の規定に基づく書類の引継ぎを行うこととなった場合に、円滑に引渡しを行うことができるよう、あらかじめ必要な措置を講じる。

附 則

この規程は平成22年6月1日より施行する。